

2024 年 4 月 30 日

倫理委員会で承認された治療法

当院の倫理委員会にて、下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

記

実施内容	検査・処置・治療における鎮静目的のミダゾラム使用
実施責任者	医療法人協仁会 総院長 一番ヶ瀬 明
対象者	検査・処置・治療において鎮静が必要と判断された患者
承認日	2024 年 4 月 15 日
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	<p>【目的・意義】</p> <p>検査・処置・治療では、その実施完遂率の向上と患者の苦痛や不安を解消するために、鎮静を行うことがあります。適切かつ安全な鎮静のために、実施前から実施後まで厳重な評価やモニタリングを行いますが、一般的に鎮静に使用 する頻度の高い ミダゾラムは一部領域で しか 保険 の適用がありません。当院では国内外ガイドラインを考慮し、保険適応外ですが、ミダゾラムを用いた鎮静を実施 する場合があります。上記理由により、当院では医師が呼吸困難緩和に対しミダゾラム投与が必要と判断した患者に限り、その使用を認めます。</p> <p>【想定される不利益と対策】</p> <p>鎮静に伴う有害事象として低酸素血症や血圧低下を認める頻度が多くなる場合がありますが、適切な観察を 行うことで早期に発見し適切に対応します。本剤施用に伴う有害事象などの健康被害が生じた場合は、保険診療範囲内で適切な診療と治療を行います。</p>
お問い合わせ先	医療法人協仁会 本部 代表 072-823-1521

以上